

児童手当制度のご案内

～こどもが生まれたら申請を～

中学校修了前(15歳に達する日以後の最初の3月31日まで)の児童を育てている人に支給します。

ただし、平成28年中の所得が一定額以上の場合には、所得制限により特例給付が支給されます。

◆児童手当の額(月額)

- ・3歳未満 一律 15,000円
- ・3歳以上小学校修了前(3歳到達の翌月から)
 - 第1子 10,000円
 - 第2子 10,000円
 - 第3子 15,000円

※第三子のカウントは、18歳に達する以後の最初の3月31日までの間にある児童の中で数えます。

- ・小学校修了後中学校修了前 一律 10,000円

◆手当の支給は・・・

認定請求した日の属する月の翌月から開始し、支給事由のなくなった(学齢到達・転出など)日の属する月分で終わります。

◆特例給付について

所得制限により、児童手当を受けられない人に、法律の附則に基づき特例給付が支給されます。

- ・特例給付の額(月額) 一律 5,000円

◆所得制限

平成29年度の所得制限限度額は次のとおりです。

所得は、平成28年中の総所得金額(給与所得者は給与所得控除後の金額)と山林所得・譲渡所得金額などの合計から一律8万円と医療費・雑損などの諸控除を控除した額です。扶養親族等の数は、税法上の扶養親族・控除対象配偶者の合計数です。

扶養親族等の数	所得制限限度額	扶養親族等の数	所得制限限度額
0人	622万円	3人	736万円
1人	660万円	4人	774万円
2人	698万円	5人	812万円

◆現況届を提出してください。～手当を受けている人へ～

現在、児童手当(特例給付を含む)を受けている人は、現況届を6月末までに提出してください。用紙は6月に各受給者に送ります。

※次のときは、すみやかに届をしてください。

- ①児童の数が増減したとき
- ②振り込み口座の変更や解約したとき
- ③名前や住所を変更したとき
- ④受給者が公務員になったとき



◆共通

申請・問合せ＝こども福祉課 こども係(内線522)

ママパプラス(参加無料・要申込)

<赤ちゃんのお風呂編>

♪赤ちゃんのお風呂実習

赤ちゃん人形を使って実際に入れよう☆

♪先輩ママに聞く、 出産・育児体験談

赤ちゃんを抱っこしよう☆

♪パパの妊婦体験

(講師：保健師)

日時＝5月18日(木)13時30分～16時
(13時～受付)

場所＝さんて郡山

対象・定員＝市内在住の妊婦と父親になる人、25組
※単身、祖父母の参加も可。

持ち物＝母子健康手帳・筆記用具・手ふきタオル

申込・問合せ＝電話で、保健センター「さんて郡山」
(☎58-3333)へ



実際に体験してみると不安が解消されました!

離乳食ステップアップ相談会

開催!(参加無料・要申込)

「もうそろそろ3回食だけど離乳食どうやって進めたらいいの?」

「離乳食なかなか食べなくて」など・・・毎日の離乳食で悩んでいませんか?

いつも食べている離乳食と白いごはんを持ってきてください。

いつもの離乳食を食べて食べ方をチェック!

食べている姿を見ながら栄養士がステップアップをアドバイスします。

日時＝5月22日(月)

①10時 ②10時30分 ③11時 ④11時30分
※申し込み時に、時間を上記の①～④から1つ選んでください。

場所＝さんて郡山「多目的室」

対象＝生後8～10カ月まで(平成28年6月23日～9月23日生まれ)の乳児

定員＝①～④各6人、計24人(申し込み先着順)

持ち物＝母子健康手帳・いつも食べている離乳食・スプーン・白いごはん・ビニールシート

※必要な人は、エプロン・ふきんなども持参してください。

申込・問合せ＝電話で、保健センター「さんて郡山」
(☎58-3333)へ

